

IQ・ITQ方式の我が国への導入について (第2回資料から)

IQ方式について

・TACを個別の漁業者に配分するIQ方式を、特に我が国において、国が主体となって実施する場合には、以下のような観点から検討する必要があるのではないか。

- ① IQ方式については、イ)資源管理の実効性を確保し、ロ)漁業経営の収益性を改善する効果がノルウェー等において認められているところ、我が国においても、これまでIQ方式が実施されていない魚種・漁業種に対して同方式導入の可能性を検討すべきではないか。その際、漁業者間でIQの譲渡を認めないかぎり、少数の者に漁獲割当が集中するといった悪影響を招くことは無いのではないか。
- ② 一方で、我が国は魚種や漁場環境の多様性が極めて高い中緯度地域に位置しており、特定魚種を選択的に漁獲できない地域や漁法があること、また、大小様々かつ多数の漁船によって漁業が営まれるなか、漁船毎の漁獲枠配分や漁獲量のリアルタイム把握が極めて困難な漁業種があることから、このような魚種・漁業種に対してIQ方式を導入するためには、解決すべき課題が多いのではないか。
- ③ 上記を踏まえると、特定の魚種を選択的に漁獲でき、操業漁船や漁港が限定されるなど漁獲量のリアルタイム把握が可能で、かつIQ方式による資源管理・経営改善の効果が見込まれる漁業種から取り組んでいくべきではないか。これら漁業種に対して試験的にIQ方式を実施するなどして、我が国においてIQ方式が効果を上げることができるかを検証することが望ましいのではないか。

ITQ方式について

・一部の国で導入されている漁業者間での割当の柔軟な移動を可能とするITQ方式を、我が国で一般的に導入することについては、以下のような観点から検討する必要があるのではないか。

- ① 限られた水産資源を漁獲して国民に水産物を供給するという漁業の果たす公益的な機能を前提として、漁獲量の割当は無償で与えられているところであり、無償で入手した当該割当を当事者間において任意に売買することを認めることは不当利得を容認することとなるのではないか。
- ② 漁獲量の割当を受けた漁業者が割当を使用しない場合には、第三者に売却するのではなく、行政に割当を一旦返還させ、行政が適格性を審査した上で新たな漁業者に対して無償で割当を行うことが最も公益に資するのではないか。
- ③ 水産施策上も漁業への新規参入が要請されるなかで、割当の購入が必要となるのであれば、新規参入者にとっては割当の確保による参入コスト増となるのではないか。
- ④ 割当量の移動という局面においても、割当量の追加配分を受けようとする場合には、当該漁業者の漁獲能力等を含め、あらためて適格性の審査を行うことが適当ではないか。
- ⑤ 割当が利権化することにより、TACやITQの削減が困難となるなど、資源状況の改善には、むしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあるのではないか。
- ⑥ 長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるのではないか。